

北海道ハイテク AC アカデミー会員規約

第 1 条 <運営>北海道ハイテク AC アカデミー(以下「本アカデミー」という)は学校法人滋慶学園(北海道ハイテクノロジー専門学校)の附帯事業であり社会貢献事業の一環として運営します。

第 2 条 <目的>本アカデミーは、キッズからシニアまでが生涯を通じてスポーツに親しみその楽しさを共有することができる環境づくりを目指し、様々なスポーツ活動の場をより多くの人々に提供し、健康で活力のある地域づくりに寄与することを目的とします。

第 3 条 <事業>本アカデミーは前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行います。

- (1)会員への定期的なスポーツプログラムの提供、地域住民への各種スポーツ教室の実施
- (2)会員及び地域住民の交流事業の実施
- (3)各種研修会及びスポーツ普及事業の実施
- (4)指導者の派遣事業の実施
- (5)その他、目的達成のために必要な事業の実施

第 4 条 <会員>本アカデミーは、本アカデミーの目的に賛同して入会した個人を会員とします。

第 5 条 <構成員>本アカデミーは、次に掲げる各号に当てはまる者を構成員とします。

- (1)本アカデミーの事業を支援するもの
- (2)本アカデミーの事業に賛同し、事業を援助できる個人、または団体
- (3)本アカデミーの趣旨に賛同し、会が認めたもの

第 6 条 <入会>本アカデミーに入会するものは、所定の申込書により手続きを行う。その際の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行うものとします。

第 7 条 <個人情報>本アカデミーは本アカデミーの保有する会員の個人情報を、滋慶学園グループ本部個人情報保護委員会の定める「滋慶学園グループ個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第 8 条 <入会金>会員は、本アカデミーの定める入会金を指定の手段で本アカデミーに支払わなければなりません。なお入会金は、入会契約締結及び履行のための必要経費であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第 9 条 <会費>会員は自らが申し込む種別に応じて、本アカデミーが指定する手段によりそれぞれの会費を払い込むものとします。一旦納入した会費は、本アカデミーが認める理由がある場合を除き返還しません。

第 10 条 <会員の資格の停止及び除名>本アカデミーは会員が次号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の停止または除名をすることができます。

- (1)正当な理由なく入会金・会費を 3 ヶ月以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
(除名の場合、除名以前の入会金・会費は全て納入していただきます。)
- (2)本規約やその他本アカデミーが定める規則に違反したとき。
- (3)会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- (4)本アカデミーの合理的な指示・指導に従わないとき。
- (5)集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (6)その他本アカデミーが社会通念に照らし本アカデミー会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 11 条 <休会・退会>会員は所定の届出書を事務局に提出して、任意に休会・退会することができます。メールや電話口頭での休会・退会は受け付けません。

- (1)休会は月単位とし、原則 2 ヶ月までとします。
- (2)休会届・退会届は希望月の前月 10 日までの提出とします。
- (3)休会・退会届の提出が前項の期日より遅れた場合は、会費の支払い義務が発生するものとします。

第 12 条 <施設の休業および閉鎖>本アカデミーは定期休業日を設定することができます。また次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきではないと判断するときは、本アカデミーを臨時休業または閉鎖することができます。また本アカデミーは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は事情の許す限り原則として一カ月前までに会員に対しその旨を告知または通知いたします。

- (1)天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったとき、またはその恐れがあるとき。
- (2)施設の改造、増改築、修繕整備または点検を要するとき。
- (3)行政庁による処分、行政指導もしくは命令等があったとき。
- (4)その他本アカデミーを営業することが困難または営業すべきではない事情が生じたとき、またはその恐れがあるとき。

第 13 条 <自己責任>会員はスタッフや指導者の指示に従い、自己責任において行動するものとする。これに反して、破損・盗難・紛失・傷害等の事故が起きた場合は、自己責任とし本アカデミー及びスタッフ・指導者に一切の責任・損害賠償を要求・請求しないものとします。

第 14 条 <保険補償>本アカデミーはプログラム中に会員が怪我をした場合、学校法人が加入する補償の範囲内において保険金を支払うものとします。

第 15 条 <事業年度>本アカデミーの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わることとします。

附則 本規約は、2021 年 4 月 1 日から施行する。